新潟県条例第43号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県流域下水道条例の一部改正）

第１条　新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の２第１項並びに法第25条の10第１項において準用する法第７条第２項及び法第21条第２項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	（設置） **第１条**　都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の２第１項の規定に基づき、流域下水道を設置する。
（設置等） **第２条**　法第25条の２第１項の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。 （略）	（名称等） **第２条**　流域下水道の名称、処理区及び処理する区域の存する市町村は、次のとおりとする。 （略）
（構造の基準） **第３条**　法第25条の10第１項において準用する法第７条第２項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第７条までに定めるところによる。	
第４条　排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第６条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。 (1)　堅固で耐久力を有する構造とすること。 (2)　コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとす	

ることができる。

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

第５条　排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径及び排水渠（きよ）の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

(2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

(3) 暗渠（きよ）その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

(4) 暗渠（きよ）である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠（きよ）の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

第６条　第４条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第２号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。

(2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をい

う。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。 **第７条**　前３条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。 (1) 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道 (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道 （終末処理場の維持管理） **第８条**　法第25条の10第１項において準用する法第21条第２項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。 (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。 (3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。 (4) 前３号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。 (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。 (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。 **第９条**　（略）	**第３条**　（略）

（新潟県都市公園条例の一部改正）

第２条　新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。)に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部

分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
目次 第１章　（略） 第２章　都市公園の設置及び管理（第１条の２－第９条） 第２章の２～第５章　（略） 附則	目次 第１章　（略） 第２章　都市公園の管理（第２条－第９条） 第２章の２～第５章　（略） 附則
（目的） **第１条**　この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） **第１条**　この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、県が設置する都市公園の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。
第２章　都市公園の設置及び管理	**第２章**　都市公園の管理
（都市公園の配置及び規模の基準） **第１条の２**　法第３条第１項の条例で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。 (2) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。 （公園施設の建築面積の基準） **第１条の３**　法第４条第１項本文の条例で定める割合は、100分の２とする。 （公園施設の建築面積の基準の特例） **第１条の４**　都市公園法施行令(昭和31年政令第290	

号。以下「政令」という。)第６条第１項第１号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 ２　政令第６条第１項第２号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 ３　政令第６条第１項第３号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前２項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。 ４　政令第６条第１項第４号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の２を限度として前条又は前３項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。	
第１条の５　（略） （指定管理者による管理） 第15条の３　（略） ２　（略） ３　指定管理者による管理の場合における第１条の５第２項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。 別表第１（第１条の５関係） （略）	第１条の２　（略） （指定管理者による管理） 第15条の３　（略） ２　（略） ３　指定管理者による管理の場合における第１条の２第２項の規定の適用については、同項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。 別表第１（第１条の２関係） （略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第２条中新潟県都市公園条例目次の改正(「第２条」を「第１条の２」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に存する流域下水道であって、第１条の規定による改正後の新潟県流域下水道条例第４条第５号の規定に適合しないものについては、同号の規定（その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築（災害復旧として行われるもの及び流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。